

ドライクリーニング工場に関する用途規制

表1

業態 / 地域種別		専第一	専第二	居第一	居第二	第一	第二	準	近	商	準	工	工
		用種低	用種低	居第一	居第二	第一	第二	住	隣	業	工	業	業
		地層住	地層住	地中高	地中高	種住居	種住居	居地	商地	業地	業地	業地	業地
		域居	域居	域住	域住	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域
引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場													
上記以外の ドライ クリーニング を営む工 場	原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場												
	原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場												
	原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場												



建築できない用途と地域



建築できる用途と地域

ドライクリーニングを営む工場に対する用途規制は上記の通りです。
該当する業界の方はすでにご承知で、営業されていると思いますが 再度ご確認を！

- ◎ 引火性溶剤を用いる場合は**工業系用途**のみ立地可能です。
- ◎ 引火性溶剤を用いない場合は作業場の床面積規模に応じて立地制限があります。
- ◎ 但し特定行政庁が個別に当該用途地域における環境を害する恐れがない等と認めて許可した場合には立地可能です。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

ドライクリーニング工場に関する用途規制

表2

用途地域	規模等の条件
第一種低層 住居専用地域	①洗濯物の受け取り及び引渡しを行う店舗、店舗部分を有すること ②工場部分と店舗部分の床面積の合計が50㎡以内であること。 ③工場部分と店舗部分が2階以下にあること。 ④延べ面積の1/2以上を居住の用に供すること。
第二種低層 住居専用地域	①店舗部分を有すること ②工場部分と店舗部分の床面積の合計が150㎡以内であること。 ③工場部分と店舗部分が2階以下にあること。 ④作業場の床面積の合計が50㎡以内であること。
第一種中高層 住居専用地域	①店舗部分を有すること ②工場部分と店舗部分の床面積の合計が500㎡以内であること。 ③工場部分と店舗部分が2階以下にあること。 ④作業場の床面積の合計が50㎡以内であること。
第二種中高層 住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	①作業場の床面積の合計が50㎡以内であること。
近隣商業地域 商業地域	①作業場の床面積の合計が50㎡以内であること。

基本理念

安全対策措置を行う既存のクリーニングを営む工場については周辺環境に与える影響が建築基準法に定める「自家販売のために食品製造業を営む(食品加工業を含む)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの」及び「パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業」と同等なものとして取り扱うこととする。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

ドライクリーニング工場に関する用途規制

対象、許可要件

適用の対象は下記①から⑤までに定める要件を満たすものとし安全性の確保、周辺環境に配慮されたものが許可されることとなります。

要件 1～5

- ① **対象とする工場**
対象とする工場は第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は商業地域に指定された区域内における引火性溶剤を用いる既存のドライクリーニング工場とします。
- ② **対象とする建築物の規模**
対象とする建築物の規模は前表2の通りとします。
- ③ **火災への安全対策(引火性溶剤を用いる場合のみ)**
安全対策に関する**技術的基準**を遵守すること。
- ④ **対象とする選択設備の台数(第一種低層)**
原則としてドライ洗濯機は1台その他の設備は現に操業している台数とする。ただしドライ洗濯機について周辺環境に大きな影響を与えない認められる場合は、現に操業している台数を上限とする。
- ⑤ **周辺環境への対策**
立地に関する**判断基準**を遵守すること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>